(二)　六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。）　六七、九五〇単位

(2)　前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

(一)　(二)に掲げる者以外のもの　七五、八七〇単位

(二)　介護保険給付対象者　四六、四六〇単位

(3)　重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）　次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一)　(二)から(四)までに掲げる者以外のもの　次のａからｄまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｄまでに掲げる単位数

ａ　区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者　六三、〇四〇単位

ｂ　区分五（区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者　三六、八五〇単位

ｃ　区分四（区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者　二九、四〇〇単位

ｄ　区分三（区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者　二三、四八〇単位

(二)　介護保険給付対象者（(三)及び(四)に掲げる者を除く。）　次のａからｄまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｄまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　二三、一三〇単位

ｂ　区分五に該当する者　一五、四三〇単位

ｃ　区分四に該当する者　一四、七八〇単位

ｄ　区分三に該当する者　一四、一〇〇単位

(三)　介護給付費等単位数表の第６の１の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の１の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の１の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の２の１の就労選択支援サービス費、介護給付費等単位数表の第12の１の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の１の就労継続支援Ａ型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の１の就労継続支援Ｂ型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(四)に掲げる者を除く。）次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの　二九、一九〇単位

ｂ　区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの　二一、一四〇単位

ｃ　区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの　一七、七八〇単位

ｄ　区分四に該当する者　一六、五〇〇単位

ｅ　区分三に該当する者　一二、七六〇単位

(二)　六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。）　六七、六八〇単位

(2)　前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

(一)　(二)に掲げる者以外のもの　七四、三一〇単位

(二)　介護保険給付対象者　四五、五一〇単位

(3)　重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）　次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一)　(二)から(四)までに掲げる者以外のもの　次のａからｄまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｄまでに掲げる単位数

ａ　区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分命令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者　六二、〇五〇単位

ｂ　区分五（区分命令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者　三六、二七〇単位

ｃ　区分四（区分命令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者　二八、九四〇単位

ｄ　区分三（区分命令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者　二三、一一〇単位

(二)　介護保険給付対象者（(三)及び(四)に掲げる者を除く。）　次のａからｄまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｄまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者　二二、九一〇単位

ｂ　区分五に該当する者　一五、二九〇単位

ｃ　区分四に該当する者　一四、六二〇単位

ｄ　区分三に該当する者　一三、九二〇単位

(三)　介護給付費等単位数表の第６の１の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の１の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の１の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の２の１の就労選択支援サービス費、介護給付費等単位数表の第12の１の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の１の就労継続支援Ａ型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の１の就労継続支援Ｂ型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(四)に掲げる者を除く。）次のａからｅまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれａからｅまでに掲げる単位数

ａ　区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの　二八、七三〇単位

ｂ　区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの　二〇、八一〇単位

ｃ　区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの　一七、六一〇単位

ｄ　区分四に該当する者　一六、二四〇単位

ｅ　区分三に該当する者　一二、五六〇単位